堀里ニュータウン東地区地区計画 (抜粋)

区域の整備、開発及び保全の方針	地区計画の目標	本地区は、足利市の市街地の南端に位置し、市街化調整区域の区域内であるが、主要広域幹線道路である一般国道 50 号をはさんで、市街化区域に隣接している。 さらに、市の住宅政策の一環としての公的宅地分譲制度によって、住宅用地の造成が行われた地区である。 そこで、本計画においては、市街化調整区域であることを踏まえて、周辺の自然環境を阻害することなく、周辺景観と調和した良好な住環境の維持、形成を図るとともに、公的宅地分譲という事業の目的を考慮して、建築物等の用途の混在や敷地の細分化など、居住環境の悪化を招く要因を制限することに加え、必要な公共・公益施設の整備を行うことにより、ゆとりある市街地環境の形成を図るものである。			
		地区の名称	A 地区	B 地区	
地区整備計画	等の制限に関す	建築物等の用途の制限	次の各号に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。 1. 住宅(建築基準法別表第二(い)項第1号に掲げる「住宅」をいう)ただし、2戸建以上の長屋を除く。 2. 建築基準法別表第二(い)項第2号、第8号及び第9号に掲げるもの。 3. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項に規定するし尿処理施設 4. 前3号の建築物に附属する車庫、物置及び離家で、床面積30㎡以下のもの	共同住宅(建築基準法別表第二(い)項第3号に掲げる「共同住宅」をいう)及び、これに附属する建築物以外の建築物は、建築してはならない。ただし、建築基準法第別表第二(い)項第9号に掲げるものを除く。	
		容積率の最高限度	10/10	20/10	
		建蔵率の最高限度	5/10	6/10	
		建築物の敷地面積の最 低限度	200 m²	1,000 m²	

	物の外壁又はこれに代わる柱 ら道路境界線又は隣地境界線
│ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │	· ·
線までの距離の最低限度は、1メートまでの距離の	距離の最低限度は、2メート
トルとする。ただし、次の各号に掲しれとする。	ర ం
げる建築物又は建築物の部分につい	
てはこの限りではない。	
(1) 軒の高さが、2.3 メートル以	
壁面の位置の制限下の車庫	
(2) 外壁又はこれに代わる柱の中	
心線の長さの合計が3メートル	
以下のもの	
(3) 物置その他これに類する用途	
に供し、軒の高さが2.3メート	
築 ル以下で、かつ、床面積の合計	
地物が5㎡以内であるもの	
等 建築物の各部分の高さは、次の各 建築物	物の各部分の高さは、次の各
号に掲げるもの以下とする。 号に掲げ	ずるもの以下とする。
	前面道路の反対側の境界線か
	水平距離に 1.25 を乗じて得
(2) 当該部分から隣地境界線まで たも	ちの
	当該部分から隣地境界線まで
	水平距離に 1.25 を乗じて得
を加えたもの たも	ものに 20 メートルを加えた
項 (3) 軒の高さについては、地盤面 もの	D .
	当該部分から隣地境界線まで
	真北方向の水平距離に 1.25
	乗じて得たものに 10 メート
	を加えたもの
1. 建築物の意匠については、以下 左記に	に同じ
(1) 外観については、落ち着きの	
あるデザインとし、景観を損な	
建築物等の形態又は意う恐れのある華美な装飾を避け	
匠の制限 ること	
(2) 色彩については、原色など刺	
激的な色彩を避け、周辺環境と	
の調和を図ること。	

2. 建築物の敷地内に設ける広告物 左記に同じ (屋外広告物法(昭和24年法律 第 189 号)第2条第1項に定めるもの。以下同じ、)のうち、次のいずれかに該当ずるものは、建築物に設置し、又は築造としてはならない。だだし、市長が公益上必要と認め許可したものについては、この限りではない。 (1) 独立して築造設置する広告 塔、広告板等(突き出し看板、三角柱広告、立音板などを含む。)で次のアからエの一つに該当ずるもの ア 高さ (前面道路の路面の中心からの高さ) 2.5 メートルをこえるもの イ 一片の長さが1.2 メートルをこえるもの プ 表示面積が(2面以上の場合、その合計) 1 州をこえるもの 丁 原色等刺激的な色彩又は装飾を用いることにより、景観を積なうもの 3. 建築物の敷地に設ける門は、次の(1)又は(2)に該当するもの以外は設置してはならない。(1) 木造 (2) RC 造又はコンクリートプロック造にあっては、高さ (節面 道路の路面の中心からの高さ) 1.5 メートル以下かつ、片側の
延長(袖壁等含む)1メートル以下のもの

		地区の名称	A 地区	B地区
	· · · · · · · ·		建築物の敷地に設けるかき又はさ くの構造については、次の各号に掲 げるものとすること。 (1) 道路境界線に面して設ける	左記に同じ
	築		かき又はさくについては生け	
地	物		垣とする。	
Щ	等		(2) 隣地境界線に面して設ける	
区	の		場合は、次のアからウに該当す	
整	制		るもの	
	限	かきなけさくの様体の	ア 生け垣	
備	に	かき又はさくの構造の制限	イ 鉄さく、金網などの透視可	
計	関		能なフェンス(前面道路の路	
_	す		面の中心から 60 センチメー	
画	る		トル以下の部分を除く)で、	
	事		地盤面から 1.5 メートル以	
	項		下のもの	
			ウ RC 造又はコンクリートブ	
			ロック造など遮蔽性の高い	
			構造については、前面道路の	
			路面の中心から 1.2 メート	
			ル以下のもの	